

■ 円滑施行に向けた関係団体の周知活動

団体名	説明会／講習会等							HP等	メルマガ等	その他
	名称・内容	対象	時期	主催	共催・後援等	回数	延べ人数			
【審査関係団体】										
日本建築行政会議	（省エネ担当者向け）審査業務の改正法対応説明会	特定行政庁、指定確認検査機関、省エネ適判機関	R6.12	日本建築行政会議	-	6	1,350人	-	-	・指定機関部会での改正法と実務との課題検討と会員機関への情報発信 ・日本建築行政会議全国会議における会員機関他への改正法の説明 ・改正直前の各機関の取り組み状況調査の実施（来年 1 月頃予定）
	（構造担当者向け）審査業務の改正法対応説明会	特定行政庁、指定確認検査機関	R6.12	日本建築行政会議	-	6	1,350人			
	木造建築物の四号特例縮小に関する構造審査について（動画配信）	特定行政庁、指定確認検査機関（設計者含め、だれでも視聴可）	R6.10～	日本建築行政会議	-	1	-			
（一社）住宅性能評価・表示協会	会員機関の講師予定者Web説明会	（一社）住宅性能評価・表示協会の会員機関に所属する省エネ適判員・住宅性能評価員等	R6.10	住宅性能評価・表示協会	-	1	130機関	-	-	・書籍出版：建築物省エネ法に基づく省エネ適合性判定に係る審査マニュアル ・開催費補助：会員機関による社内研修会及び関係事業者向け説明会 ・省エネ性能表示制度PG改修：BELS及び省エネ性能ラベル等作成プログラム ・改正直前の各機関の取り組み状況の調査の実施（来年 1 月頃予定）
	住宅用途の省エネ適合性判定に係る講習会	（一社）住宅性能評価・表示協会の会員機関に所属する省エネ適判員・住宅性能評価員等	R6.10～R7.1	住宅性能評価・表示協会	-	11	1,200人			
【住宅生産団体】										
（一社）住宅生産団体連合会	建築基準法・建築物省エネ法改正 設計推進者向け講習会	会員企業 本社系スタッフ（設計推進者）	R6.11	プレハブ建築協会	-	1	100人	○	○	-
	建築基準法・建築物省エネ法設計等実務講習会	設計、工事の実務者向け	R6.10～R7.3	日本ツーバイフォー建築協会	-	14	1,500人			
	建築基準法等改正に関する講演と説明会	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R6.10～R7.1	全国住宅産業協会	-	4	280人			
	設計等実務講習（講師向講習）会	会員の技術系社員（設計・商品開発、施工等）向け講習	R6.10	日本木造住宅産業協会	-	1	180人			
	設計等実務者講習	設計者等向け講習会（名古屋会場）	R6.11			1	50人			
	設計等実務者講習	設計者等向け講習会（大阪会場）	R6.12			1	70人			
	設計等実務者講習	設計者等向け講習会（東京会場）	R6.12			1	80人			
	技術者向け建築基準法改正セミナー	住宅事業者（特に設計担当者）	R6.11	輸入住宅産業協会	-	1	60人			
（一社）JBN・全国工務店協会	改正建築物省エネ法・建築基準法の改正法説明会	JBN会員	R6.7	JBN・全国工務店協会	-	1	150人	-	○	-
	4号特例縮小について（JBN全国交流会分科会）	JBN会員	R6.9	JBN・全国工務店協会	-	1	200人			
	リフォーム工事での4号特例縮小について（JBN全国交流会分科会）	JBN会員	R6.9	JBN・全国工務店協会	-	1	200人			
	改正建築物省エネ法・建築基準法の改正法説明会	JBN会員他（兵庫県他）※JBN連携団体開催	R7.3	JBN・全国工務店協会	-	1	80人			
	改正建築物省エネ法・建築基準法の改正法説明会	JBN会員他（青森県）※JBN連携団体開催	R6.5	JBN・全国工務店協会	-	1	60人			
	改正建築物省エネ法・建築基準法の改正法説明会	JBN会員他（山梨県）※JBN連携団体開催	R6.5	JBN・全国工務店協会	-	1	70人			
	改正建築物省エネ法・建築基準法の改正法説明会	JBN連携団体事務局長等	R6.10	JBN・全国工務店協会	-	1	70人			
	大規模修繕・模様替えにかかわる全国説明会	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R6.12	全国建設労働組合総連合、JBN・全国工務店協会	共催	1	1,000人			
全国建設労働組合総連合	【再掲】大規模修繕・模様替えにかかわる全国説明会	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R6.12	全国建設労働組合総連合、JBN・全国工務店協会	共催	1	1,000人	-	○	-

団体名	説明会／講習会等							HP等	メルマガ等	その他
	名称・内容	対象	時期	主催	共催・後援等	回数	延べ人数			
【設計者団体】										
(公社) 日本建築士会連合会	設計等実務講習会（青森県）	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R6.12以降	青森県建築士会	-	3	400人	-	-	・本会の会員である都道府県建築士会が実施を予定している改正建築基準法・省エネ法講習会において説明する講師向けの講習会を11月8日（金）に実施（講師：国土交通省建築指導課担当官、対象：13建築士会） ・サポートセンター受託状況 9 府県（山形県、千葉県、長野県、愛知県、大阪府、兵庫県、山口県、徳島県、沖縄県）において、府県建築士会がサポートセンター事務局を受託。
	設計等実務講習会（岩手県）	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R7.1以降	岩手県建築士会	-	4	220人			
	設計等実務講習会（茨城県）	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R7.3	茨城県建築士会	-	1	70人			
	設計等実務講習会（千葉県）	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R7.1中旬以降	千葉県建築士会	-	6	400人			
	設計等実務講習会（神奈川県）	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R7.1	神奈川県建築士会	-	1	90人			
	設計等実務講習会（石川県）	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R7.1	石川県建築士会	-	1	80人			
	設計等実務講習会（福井県）	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R6.12以降	福井県建築士会	-	3	300人			
	設計等実務講習会（岐阜県）	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R6.11以降	岐阜県建築士会	-	2	120人			
	設計等実務講習会（和歌山県）	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R7.2以降	和歌山県建築士会	-	1	40人			
	設計等実務講習会（島根県）	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R6.11以降	島根県建築士会	-	2	300人			
	設計等実務講習会（広島県）	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R7.1以降	広島県建築士会	-	3	300人			
	設計等実務講習会（香川県）	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R6.12以降	香川県建築士会	-	3	60人			
	設計等実務講習会（宮崎県）	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R7.1以降	宮崎県建築士会	-	1	100人			
(一社) 日本建築士事務所協会連合会	小規模非住宅設計者向け講習会	省エネ適判に不慣れな小規模非住宅設計者等	R7.3	日本建築士事務所協会連合会	-	1	40名	○	○	省エネ・再エネ検討ワーキンググループを新設し、法改正への対応や必要な情報の的確な周知方法等について検討を実施
	技術講習会（仮称）	会員等	R7.2	青森県建築士事務所協会	-	1				
	地区研修会	会員、賛助会員	R6.8～9	山形県建築士事務所協会	-	4	182人			
	改正建築基準法申請・審査マニュアル説明会	建築士	R6.9～10	東京都建築士事務所協会	-	2	159人			
	改正建築基準法説明会	会員	R7.1～2	東京都建築士事務所協会	-	2	100人			
	建築物省エネ法の解説	建築に関わる会員・非会員	R7.2	東京都建築士事務所協会	-	1	150人			
	法改正講習会（仮称）	建築に関わる会員、非会員	R7.3	東京都建築士事務所協会	-	1	150人			
	「2025年改正建築基準法・建築物省エネ法」講習会	建築士等	R6.12	神奈川県建築士事務所協会	-	1	200人			
	令和7年4月施行「改正建築物省エネ法研修会」	建築士事務所	R7.1	長野県建築士事務所協会	-	1	100人			
	2025法改正講習会（仮称）	会員および非会員	R7.2	静岡県建築士事務所協会	-	6	各120～180人			
	改正建築物省エネ法・建築基準法等説明会	会員事務所優先	R7.2	滋賀県建築士事務所協会	-	2	80人			
	はじめての木造一戸建て住宅「省エネ適合性判定・対策講座」	初めて住宅の省エネ計算を行う設計者等	R6.11	大阪府建築士事務所協会	-	1	100人			
	改正建築物省エネ法の施工説明会	県内登録事務所ほか全ての希望者	R7.2	佐賀県建築士事務所協会	-	5～7	50～100人			
	改正建築基準法講習会	設計者等	R7.1	長崎県建築士事務所協会	-	3	300人			
	省エネ実践セミナー（仮称）	会員である設計者等	R7年度	熊本県建築士事務所協会	-	3	20人			
	改正建築基準法・改正省エネ法に関する講習会	会員	R7.1	鹿児島県建築士事務所協会	-	1	100人			
(公社) 日本建築家協会	-	-	-	-	-	-	○	○	・関係する委員会（JIA業務委員会、JIA住宅等会議）にて、改正内容に関する意見交換等を実施。 ・各支部（10支部）に対して会員への周知依頼実施	
(一社) 建築設備技術者協会	「建築設備士の日」記念行事	協会会員（設計事務所、施工会社等）	R6.11	建築設備技術者協会	-	1	400人	○	○	協会の理事会、支部行事等による周知
(一社) 日本設備設計事務所協会連合会	省エネ設計及び工事監理に関する講習会(仮称)	都道府県単位会傘下の構成員(設備設計事務所)	R7.2～3	日本設備設計事務所協会連合会	-	6	300人	○	○	省エネ設計・工事監理の相談窓口「建築物省エネアシストセンター」の実施

団体名	説明会／講習会等							HP等	メルマガ等	その他
	名称・内容	対象	時期	主催	共催・後援等	回数	延べ人数			
【建設業団体】										
（一社）全国建設業協会	経営委員会	全建経営委員及び関係都道府県協会等	R6.9	全国建設業協会	-	1	34人	-	○	メルマガ・会報誌等による周知について、月刊機関誌「全建ジャーナル」2月号に関係記事を掲載予定
	四国建設業協会連合会建築部会 四国建築懇談会	四国4県の建設業協会会員（建築）	R6.11	四国建設業協会連合会	-	1	24人			
（一社）日本建設業連合会	-	-	-	-	-	-	-	○	○	改正法に関する国交省からの連絡は、全て全会員へメール周知するとともにHPに掲載
【関係団体】										
（一社）木を活かす建築推進協議会	-	-	-	-	-	-	-	-	○	■各県地域協議会を通じ各県会員への周知依頼(3回) ・第3回改正建築物省エネ法。建築基準法の円滑施行に関する資料公開案内（7/5） ・「改正建築基準法・建築物省エネ法」に係る講習会開催の発表周知（9/10） ・設計実務講習会・フリーランス法リーフレット・木質戸建の大規模なリフォームの基準法周知チラシ（10/24）
（一社）全国木造住宅機械プレカット協会	プレカットCAD技術者研修の中で改正事項を説明（予定）	主にプレカット工場のCADオペレーター	R7.1～3	全国木造住宅機械プレカット協会	-	5	200人	-	○	-
	プレカットCAD技術者研修の中で改正事項を説明（予定）	主にプレカット工場のCADオペレーター	R7.2	全国木造住宅機械プレカット協会	-	1	20人			
（一社）中大規模木造プレカット技術協会	PWA第10期総会の一部「法改正について」	PWA会員	R6.5	中大規模木造プレカット技術協会	-	1	100人	○	○	-
	PWA第57回委員会の一部「法改正について」	PWA会員	R6.8～10	中大規模木造プレカット技術協会	-	2	30人			
	JISTラスマニアル講習会の一部「法改正について」	設計事務所	R6.10～11	中大規模木造プレカット技術協会	-	2	40人			
断熱建材協議会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	国交省説明会や断熱建材協議会講師養成講習会を受講した断熱建材協議会傘下の断熱材メーカーの担当者が商流・工務店・設計事務所などを対象に説明会・勉強会を開催
（一社）全国住宅産業地域活性化協議会	住活協全国大会	正会員・賛助会員・事業者会員（工務店会員）	R6.7	全国住宅産業地域活性化協議会	-	1	300人	-	-	7月開催の全国大会・11月・2月・3月開催のブロック会議内での説明会＆意見交換会を実施（予定）
	『4号特例縮小と高断熱仕様への誘導』	事業者会員（工務店会員）	R6.8	全国住宅産業地域活性化協議会	-	2	45社95人			
	ブロック会議（全国7ブロック）	正会員・賛助会員・事業者会員（工務店会員）	R6.11～R7.3	全国住宅産業地域活性化協議会	-	7	500人			
	改正法説明会	地域の会所属の工務店・設計関係	R6.10～12	各地域の会		10	500人			
（一財）住宅・建築SDGs推進センター	所管行政庁向け省エネ適合性判定に関する講習	所管行政庁の職員	R6.10～R7.2	住宅・建築SDGs推進センター	-	1	1,162人	○	-	別途一般向けの省エネ適合性判定に関する登録講習を実施（10月に第1回実施。2月に第2回予定）
（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会	-	-	-	-	-	-	-	○	○	本年10月以降、新築向け瑕疵保険の届出事業者56,938社とリフォーム工事瑕疵保険の登録事業者1,114社に対し、瑕疵保険法人5社から国交省作成のチラシをメール、FAX等により送付
（独）住宅金融支援機構	2025改正木造住宅の構造基準（壁量基準等）ポイント解説セミナー入門編	（一社）神奈川県木造住宅協会会員	R6.8	神奈川県木造住宅協会	講師派遣	1	25人	○	-	-
	宮城県改正建築基準法及び改正建築物省エネ法説明会	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R6.9	宮城県、住宅金融支援機構	共催	2	80人			
（一社）住宅リフォーム推進協議会	改正建築物省エネ法・建築基準法の3年目施工について～4号特例の見直しを中心に～	住宅リフォーム事業者団体登録団体構成員	R6.10	住宅リフォーム推進協議会	-	1	600人	-	-	-
	既存建築物の大規模修繕・模様替の対応などについて	住宅リフォーム事業者団体登録団体構成員	R7.1	住宅リフォーム推進協議会	-	1	600人			

団体名	説明会／講習会等							HP等	メルマガ等	その他
	名称・内容	対象	時期	主催	共催・後援等	回数	延べ人数			
（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター	-	-	-	-	-	-	-	-	○	当財団の電話相談「住まいるダイヤル」において、改正法施行対応に関するQ&Aを作成し、消費者のみならず事業者からの相談にも対応できる準備を進めている。また、作成したQ&Aは関連団体にも周知し、改正法に適切に対応できる環境整備を図る予定。
（一社）すまいづくりまちづくりセンター連合会	建築基準法等説明会	建築設計事務所、特定行政庁等	R7.2	東京都防災・建築まちづくりセンター	-	1	800人	○	○	年に1回開催の連合会情報交流会（R6.11.14大分にて開催）の講演会において、国交省より改正法に関し全国のすまいづくりまちづくりセンターの役割や期待することなどについて講演
	建築基準法等説明会	建築設計事務所、特定行政庁等	R6.2～3	東京都防災・建築まちづくりセンター	-	1	700人			
	建築士のための法改正セミナー	建築設計事務所、建築関連事業者等（新宿区内）	R6.10	東京都建築士事務所協会新宿支部	講師派遣（都まちセン）	1	150人			
	（説明会）	顧客（ハウスメーカー、工務店）		宮城県、宮城県建築住宅センター	共催	4	-			
	（説明会）	顧客（設計事務所、工務店）	実施予定	福岡県建築住宅センター	-	4	-			
	（講習会）	-		その他のセンター	-	-	-			
【不動産関係団体】										
（一社）不動産協会	-	-	-	-	-	-	-	-	○	・改正法に関する国交省からの連絡につき、都度、全会員へメール周知実施 ・理事会、運営委員会、企画委員会、環境委員会、ワーキングにて改正法の施行を周知 ・IBECsの改正法に係る手続きマニュアル案への意見の取り纏め、回答
（公社）全国宅地建物取引業協会連合会	不動産実務セミナー～改正建築物省エネ法の不動産取引における留意点～web研修動画配信	各都道府県宅建協会会員	R6.2～	全国宅地建物取引業協会連合会	-	-	-	○	-	改正建築物省エネ法の概要及び不動産取引における留意点についての解説動画を編集し、Web研修動画として配信
	建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度に係る説明会	本会理事	R6.5	全国宅地建物取引業協会連合会	-	1	90人			本会理事会終了後、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度に係る説明会を実施
（公社）全日本不動産協会	法定研修会（省エネ・再エネ住宅普及促進に向けて～省エネ性能表示制度等への対応について～）	東京都本部所属会員	R6.5	不動産保証協会	-	1	8,000人	○	-	-
	法定研修会（省エネ性能に関する表示の義務化およびその他の変更点について）	宮城県本部所属会員	R6.8	不動産保証協会	-	1	150人			
（一社）全国住宅産業協会	【再掲】建築基準法等改正に関する講演と説明会	設計等の実務を行う建築士や建設事業者等	R6.10～R7.1	全国住宅産業協会	-	4	280人	○	○	・会員会社への説明会を4回、会員会社への文書による周知を8回実施。会報誌・週刊全住協NEWSの媒体を利用して27回の情報提供を実施。 ・全住協メールマガジンにてニューストピックスを45回紹介。 ・会員の省エネ義務化・ZEH対応状況を把握するため、アンケートを2回実施。 ・会員が供給するZEH住宅の見学会を2回実施。
（一社）不動産流通経営協会	省エネ性能表示制度説明会	FRK会員会社	R6.2	不動産流通経営協会	-	1	150人	-	○	・これまでに会員会社への説明会を1回、各委員会での会員会社へ周知を13回実施。また、会員会社への通達を19回実施。 ・また、省エネ部位ラベルの運用開始に伴いラベル表示に関する説明会を実施予定
	上記説明会のアーカイブ配信	FRK会員会社	R6.2～3	不動産流通経営協会	-	1	-			